

危険物製造所等設置許可申請書

指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う危険物施設を設置しようとする者は、あらかじめ危険物製造所等設置許可申請書を管理者に申請し、許可を受けなければなりません。

添付書類	<p>事業所内の主要な建築物等の配置図（２部）</p> <p>付近見取図（２部）</p> <p>建築物等及び機械器具等の配置図・構造図（２部）</p> <p>電気設備、避雷設備、消火設備、警報設備及び避難設備の概要図（２部）</p> <p>構造設備明細書（２部）</p> <p>消防用設備の設計書（２部）</p> <p>その他総務省令で定める書類</p>
提出時期	随時
提出者	設置の許可を受けようとする者
受付窓口	<p>危険物施設を設置しようとする場所の所轄消防署、支署（出張所、分遣所を除く。）予防・危険物担当係です。</p> <p>●所在地等</p> <p>消防署（支署）所在地一覧は、「当組合ホームページ」総務欄をクリックしてご覧ください。</p>
手数料	西胆振行政事務組合手数料条例に基づく
注意事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 申請者の押印が必要です。 2 危険物の品名が多く、所定の欄に記載できない場合は、別紙に記載してください。 3 提出部数は２部ずつです。 4 危険物施設には位置、構造、設備に関する技術上の基準がありますので、事前に所轄消防署にご相談ください。 5 申請時に手数料を納めてください。手数料の額については、事前に所轄消防署にお問い合わせください。
備考	<ol style="list-style-type: none"> 1 申請書を受理した場合は、その内容を審査し、政令で定める技術上の基準に適合していると認めたときは危険物製造所等設置許可証を、適合していないと認めたときは危険物製造所等設置・変更不許可通知書を申請者に交付します。
根拠法令	<p>消防法第 11 条第 1 項</p> <p>製造所、貯蔵所又は取扱所を設置しようとする者は、政令で定めるところにより、製造所、貯蔵所又は取扱所ごとに、法令で定める者の許可を受けなければならない。</p>

様式第2 (第4条関係)

製造所
危険物貯蔵所設置許可申請書
取扱所

平成〇〇年〇〇月〇〇日			
西胆振行政事務組合 管理者		殿	
申請者			
住所 伊達市〇〇町〇〇番地〇〇 (電話〇〇-〇〇〇〇)			
氏名 〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 印			
設置者	住所	伊達市〇〇町〇〇番地〇〇 電話〇〇-〇〇〇〇	
	氏名	〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇	
設置場所	伊達市〇〇町〇〇番地〇〇		
設置場所の地域別	防火地域別	指定なし	
	用途地域別	準工業地域	
製造所等の別	取扱所	貯蔵所又は取扱所の区分	一般取扱所
危険物の類、品名(指定数量)、最大数量	第4類 第2石油類 灯油 50,000ℓ	指定数量の倍数	50倍
位置、構造及び設備の基準に係る区分	令第13条 第1項 (規則第 条 第 項)		
位置、構造、設備の概要	別紙図面のとおり		
危険物の貯蔵又は取扱方法の概要	地下タンク構造設備明細書による		
着工予定期日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	完成予定期日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
その他必要な事項			
※ 受付欄		※ 経過欄	
		許可年月日	
		許可番号	
※ 手数料欄			

- 備考
- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - この設置許可申請書は、移送取扱所以外の製造所等に用いるものであること。
 - 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
 - 品名(指定数量)の記載については、当該危険物の指定数量が品名の記載のみでは明確でない場合に()内に該当する指定数量を記載すること。
 - 位置、構造及び設備の基準に係る区分の欄には、適用を受けようとする危険物の規制に関する政令の条文を記入すること。危険物の規制に関する規則の適用条文の記載がさらに必要な場合は、()内に記載すること。
 - ※印の欄は、記入しないこと。